

令和2年6月25日

新潟市ジュニア合唱団
中学3年生団員・保護者 各位

新潟市ジュニア合唱団事務局

新潟市ジュニア音楽教室における受験休団制度について

日頃よりジュニア合唱団の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新潟市ジュニア音楽教室では3教室（ジュニアオーケストラ教室、ジュニア合唱団、ジュニア邦楽合奏教室）共通の受験休団制度を設けております。下記にその制度の内容を掲載しましたのでご確認ください。

練習が休止となり休団に関するお問い合わせもいただいておりますので、改めて受験休団制度についてお知らせいたします。中学3年生のみなさんには練習再開についてのおたよりに休団届の書式も同封してお送りする予定ですので、もうしばらくお待ちください。

なお、休団はあくまで10月1日からですので、それより前に練習が再開となった際にはぜひ練習に参加していただきますようお願いいたします。

新潟市ジュニア音楽教室 受験休団制度について

内 容:進学のための受験勉強等の理由があつて長期間の練習欠席が必要となる団員のうち、事務局に対し必要な手続き(休団届提出)を行った場合に限り、新潟市ジュニア音楽教室に在籍したままの状態で半年間の休団が可能になる制度です。

対 象:高校受験を控えている中学3年生の団員

期 間:10月1日から翌年の3月末日まで(半年間)

注意事項:◎原則として高校受験を控えている中学3年生のみが対象となります。

◎休団期間は10月1日から翌年の3月末日までとなります。定期演奏会後の8月・9月は休団期間には含まれませんので、練習を休む場合は欠席連絡が必要です。

◎休団後の復帰は4月最初の練習からが基本です。ただし年度末の春期集中練習およびスプリングコンサートでお手伝いとして参加していただく場合があります。

◎受験休団予定の団員で、秋の進級試験の受験を希望する場合は、別紙「休団届」を提出する前に必ず事務局へご相談ください。